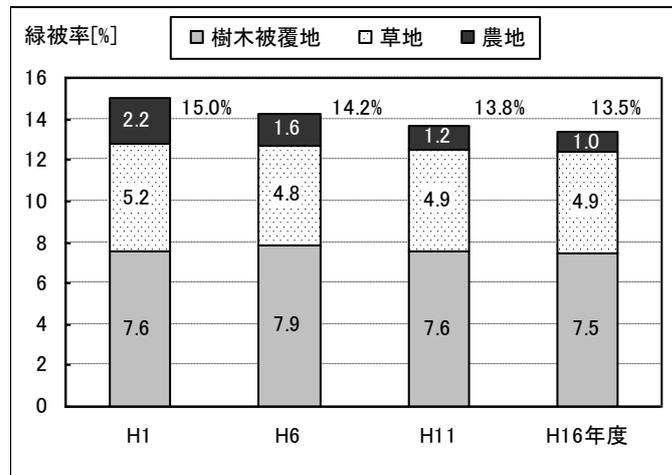


短期目標 10：緑地の保全と創出

現状と課題

板橋区における緑の現状

板橋区はかつて「緑が多いまち」と呼ばれ、四葉や大門などの農村的景観が残っていた地域がありました。しかし現在では、土地利用の高度化による開発が進み、区内の緑地は少なくなっています。「板橋区緑地・樹木の実態調査（VII）」（平成16年度）によれば、区全域の緑被地（樹木被覆地・草地・農地）の面積は約433haであり、緑被率は13.5%となっています。緑被率の推移を見ると、緑被率は減少傾向にあり、特に農地が著しく減少しています。



注：端数処理の関係で、内訳を合計した値が全体の値と合わない場合もあります。

図 4-16 板橋区における緑被率の推移

農地の減少の主要因は住宅や駐車場への転用となっており、その背景には、都市化の進展や農業従事者の後継者不足などがあると考えられます。農地は、農作物を生産するという本来の機能に加え、生物の生息環境としての機能、緑地空間としての景観形成機能、ヒートアイランド現象の緩和機能、災害時の非難場所としての機能など、多面的な機能を持っています。板橋区における農地の保全は重要な課題であるといえます。

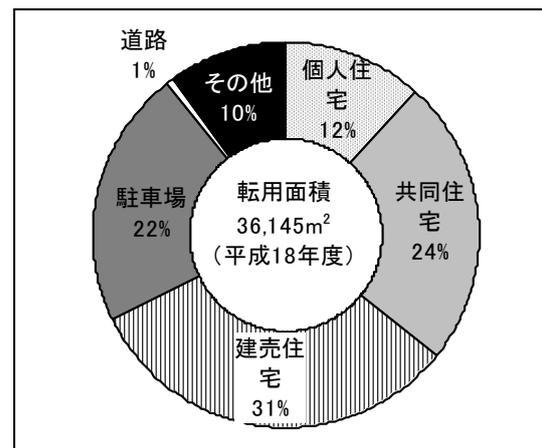
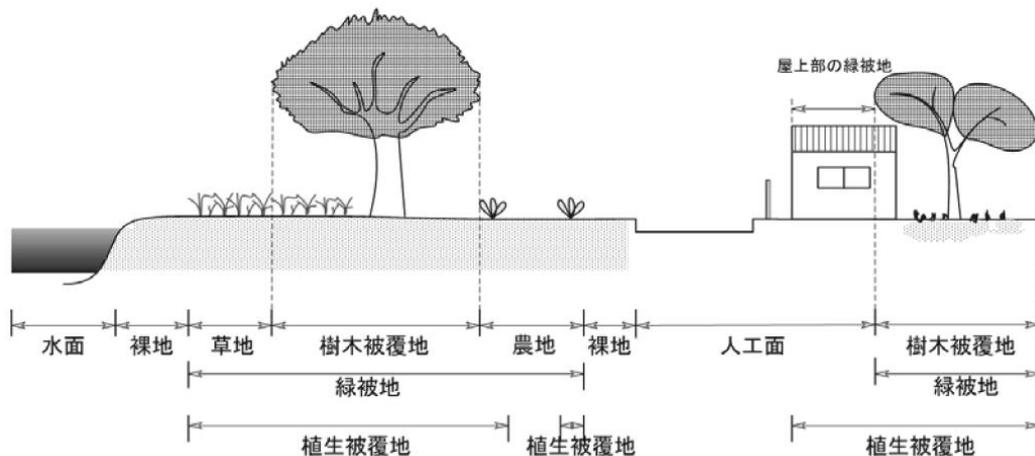


図 4-17 農地転用面積の割合

◆取り組み紹介◆ 緑の量の計測方法について

緑被率とは、行政区面積に対する緑被地面積の割合のことで、上空から撮影した航空写真を樹木被覆地・草地・農地に区分して判読・計測します（計測精度 100m²）。一方、植生被覆率とは、行政区面積に対する植生被覆地の割合のことで、航空写真のデジタルデータから植物（樹木・草・農作物・建物などの緑化部分）の有無を画像解析により抽出して計測します（計測精度 0.01m²）。植生被覆率は計測精度が高いことから、住宅の庭木や花壇など、きめ細かな緑まで含めた計測が可能となります。

平成 16 年度の緑地・樹木実態調査から、これまでの緑被率に加えて植生被覆率を計測することになりました。平成 16 年度には、植生被覆率と緑被率を両方計測し、植生被覆率が 18.2%、緑被率が 13.5%となっています。



出典：「板橋区緑地・樹木の実態調査（VII）」（平成 17 年 3 月）

緑化の推進

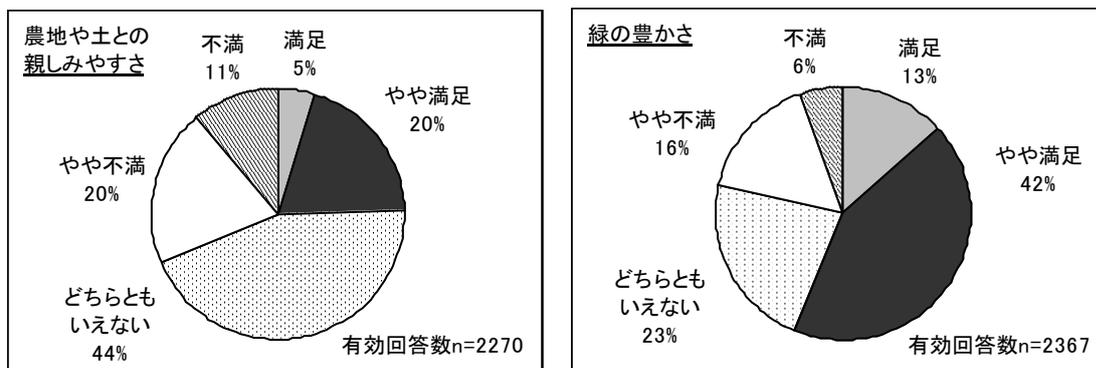
平成 17 年度に策定された「板橋区基本構想」において、区は「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」を将来像に掲げ、緑豊かなまちをめざすことを板橋区の基本方針とし、「板橋区基本計画」（平成 18 年 1 月策定）において、植生被覆率の目標を現状の 18.2%より高い 19%に設定するなど、緑の回復を重要な課題として位置づけています。

これまで区では、「板橋区緑の基本計画（いたばしグリーンプラン）」を策定し、定期的な緑地・樹木実態調査や緑地保全のための取り組みを行ってきました。緑化に関しては、減少する緑を補うため、公共施設や民間施設における緑化を推進しています。緑化の方法としては、敷地内・接道部の緑化、「緑のカーテン」などの壁面緑化、屋上緑化などがあり、近年は緑化技術も進展し様々な方法で緑が創出されていますが、区内の緑の減少を補うまでには至っていません。今後さらに、区民や事業者とも積極的に連携し、区全体で緑地の保全・創出に取り組んでいくことが重要です。

また、緑地を保全・創出することは、区民の生活にうるおいを与えるだけでなく、自然被覆からの水分蒸発に伴う気温の低減効果が期待できることから、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となります。

緑に関する区民の意識

区民アンケート（平成19年度実施）によれば、「農地や土との親しみやすさ」については「満足」と「やや満足」を合わせた割合（25%）が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合（31%）を下回りました。「緑の豊かさ」については、「満足」と「やや満足」を合わせた割合（55%）が全体の過半数を占めました。また、自由意見の内容に関しては緑地の保全に関するものが最も多くなりました。



注：平成19年度区民アンケート調査「板橋区の環境について」の結果による。

図 4-18 「農地や土との親しみやすさ」および「緑の豊かさ」に関するアンケート結果

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、緑の量（樹木被覆地・草地・農地など）を現状よりも回復させることを目標とします。具体的な数値目標としては、植生被覆率を19%程度にすることをめざします。

数値目標	平成27年度までに、区全体の植生被覆率を19%程度にします。
-------------	--------------------------------

施策の方向

施策10-1：樹林地・農地の保全

- 区内の緑の状況を把握するため、定期的に樹林地・農地の分布状況調査を行い、調査結果を区民に対して広く公表します。
- 跡継ぎ不在などで不用になった農地を引き続き利用していくため、所有者が区民農園として区に譲渡したり利用希望者を広く公募したりできる仕組みをつくりまします。
- ナショナルトラストの活用など、行政だけの力ではなく地域全体で樹林地・農地の保全に取り組んでいくための仕組みづくりを検討します。
- 現状の樹林地や農地が減少することを防ぐため、生産緑地地区制度などの指定制度の推進や保存樹林・市民緑地制度の活用により、都市に残された緑の保全を図ります。

施策 10-2 : 緑化の推進

- 民間施設緑化助成制度などの助成制度や技術的アドバイスにより、区民や事業者における自主的な緑化の取り組みを支援します。
- 公共建築物の緑化や緑のカーテンの設置など、公共施設の緑化を率先して行い、緑化の推進に関する普及啓発につなげます。
- 新たな土地開発や建築物の建替えの際、緑化の推進に関する条例や大規模建築物等指導要綱に基づく緑化指導により緑地の確保や創出を図ります。
- 重点的に緑化を進める地域を緑化推進地域として指定し、緑化助成のレベルアップを図ります。

施策 10-3 : パートナーシップによる公園の整備・管理・運営

- 公園の整備に当たっては、周辺住民を対象としたワークショップを開催して整備・管理・運営に関する意見を取り入れるなど、周辺住民とのパートナーシップ（協働）による公園づくりを進めます。

区民の取り組み

- ・大気環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息空間、農作物の提供、良好な景観の形成などといった緑地が持つ多面的機能を理解します。
- ・一戸建て住宅では家庭菜園・建物や敷地内の緑化・生垣の造成、集合住宅ではベランダでの花の育成・共有空間の花壇作りなど、身近な緑を増やします。
- ・街路樹や公園の樹木など、公共空間にある緑についても大切にしよう心がけます。
- ・農地所有者は、区民農園などの行政の仕組みを活用することで、耕作ができなくなった農地が宅地化することを防ぎます。
- ・庭木の維持管理に当たっては農薬の使用量を適切に設定するなど、生態系に配慮します。

事業者の取り組み

- ・建物の新築・改築といった開発行為の際には、周辺の自然環境の消失を最小限にとどめるとともに、まとまった緑地やオープンスペースの確保を心がけます。
- ・敷地や建物の緑化など、事業所の敷地内に自然被覆面を増やします。
- ・緑地の確保に当たっては、地域に由来から存在する樹種を使用し緑地の配置を適切に設定することで、生態系へ配慮するとともに周辺景観との調和を図るように工夫します。
- ・事業所敷地内の緑地の維持管理に当たっては農薬の使用量を適切に設定するなど、生態系に配慮します。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-18 数値目標（短期目標 10：緑地の保全と創出）

	現状値（平成 16 年度）	目標値（平成 27 年度）
区全体の植生被覆率	18.2%	19%程度

表 4-19 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 10：緑地の保全と創出）

	主な指標
施策 10-1：樹林地・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被率（樹林地面積、農地面積、草地面積） ・保存樹林・竹林面積 ・保存樹木本数 ・保存生垣延長距離 ・市民緑地開設数 ・農地面積 ・区民農園面積、区画数、農園数 ・生産緑地地区指定面積、地区数 ・苗木委託農家数、委託数量、委託面積
施策 10-2：緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における緑化箇所数 ・公共施設における緑のカーテン実施箇所数 ・緑化推進地域指定数 ・緑化協定締結件数 ・緑化指導に基づく緑化箇所数、緑化面積 ・緑化計画届出数 ・接道部緑化助成件数、助成本数 ・屋上緑化助成件数、助成面積
施策 10-3：パートナーシップによる公園の整備・管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園面積 ・公園新設・増設・改修数、面積 ・住民意見による公園整備計画策定件数 ・住民による維持公園数

短期目標 11：自然とふれあう機会の創出

現状と課題

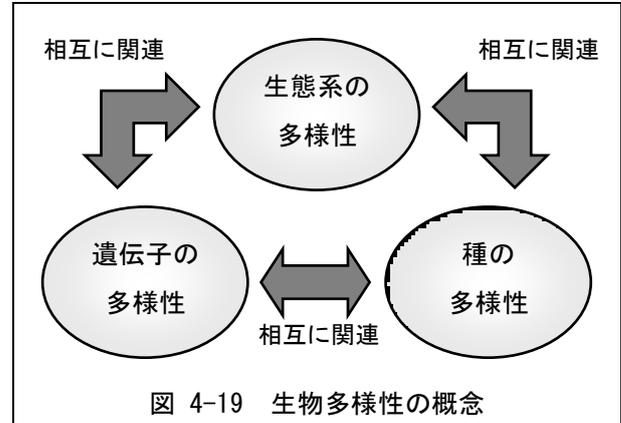
生物多様性の意味とその重要性

生物多様性条約⁵では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つの多様性レベルがあります。

生態系の多様性とは、北海道の自然林、東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁など、様々なタイプの自然地があることを指します。種の多様性とは、いろいろな動物・植物が生息・生育していることを指します。遺伝子の多様性とは、例えば同じゲンジボタルという種でも地域によって発光周期が異なるなど、同じ種でも遺伝子レベルで違いがあることを指します。

これら3つの多様性レベルは、どれか一つが保全されれば良いというのではなく、相互関連性を持って捉えることが重要です。生物多様性を安定的に保全するためには、その基盤である自然地の保全が必要不可欠ですが、板橋区を含む東京都心では、土地利用の高度化によって緑地や水面などの自然地が少なくなっており、生物多様性が脅かされている状況です。残された自然が消失しないよう保全していくことが求められています。

これら3つの多様性レベルは、どれか一つが保全されれば良いというのではなく、相互関連性を持って捉えることが重要です。生物多様性を安定的に保全するためには、その基盤である自然地の保全が必要不可欠ですが、板橋区を含む東京都心では、土地利用の高度化によって緑地や水面などの自然地が少なくなっており、生物多様性が脅かされている状況です。残された自然が消失しないよう保全していくことが求められています。



自然とのふれあいに関する取り組み

国は「第三次生物多様性国家戦略」（平成19年11月策定）において、生物多様性の保全の重要性を広く社会に浸透させることが重要であるとし、そのために、教育・学習・体験を通じた自然とふれあう機会を増やしていく必要があるとしています。

現在区では、区民が自然とふれあえる機会を提供するため、自然観察会、里山体験、区民農園などの取り組みを行っています。これらの取り組みの実施規模や参加者は、過去3年間（平成16～18年度実績）で概ね拡大・増加傾向にあることから、産業発展

や人口増加に伴う開発などによって自然環境が減少しつつある今日において、区民が自然とふれあう機会を提供する上で一定の役割を果たしていると考えられます。



写真 4-4 自然観察会の様子

⁵ 正式には「生物の多様性に関する条約」という。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続的利用、生物資源の利用から生じる利益の公正な配分などを目的とする。

また、近年の環境に対する関心の高まりから、取り組みに関する要望も多様化していくことが考えられます。今後も、これらの取り組みを改善しながら継続していくとともに、区民が自然とふれあう機会を様々な形で増やしていくことが重要です。

また、農地の減少傾向が続いている現在、農家との交流や農業体験など、農業を通して自然とふれあう機会をつくっていくことも重要です。

◆取り組み紹介◆ 「板橋区の森」を利用した活動

板橋区は、栃木県日光市（旧栗山村）との間で、自然が豊かな地域と産業が集積した都市との文化交流を目的とする「みどりと文化の交流協定」を結んでいます。平成5年に、交流10周年記念事業として約13haの分収造林⁶の権利が板橋区に寄贈され、以来、「板橋区の森」として区民などで構成される森林ボランティアによる管理が行われています。平成16年には、森林づくり事業で実績を上げた自治体に贈られる「ふれあいの森林づくり表彰」（(社)国土緑化推進機構主催）にて表彰を受けました。



「板橋区の森」の管理の様子

区内に自然地在が少なくなっている今日の状況において、自治体間の連携・交流などにより、こういった自然地を活用していくことは自然とふれあう機会を提供していく上で有効な手段であるといえます。

また、「板橋区の森」に限らず、森林は温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の吸収源としての機能を持っています。経済活動などによる二酸化炭素（CO₂）排出量を、森林保全などによる二酸化炭素（CO₂）吸収量の増加分で相殺することで、地域全体で二酸化炭素（CO₂）の増加をゼロに近づける考え方を「カーボンオフセット」といいます。地球温暖化防止への貢献という観点からも、「板橋区の森」を管理していくことが必要です。

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、自然とふれあうことのできる機会を、今後も様々な形で区民に対して提供していくことを目標とします。

施策の方向

施策11-1：生きものの観察・調査の実施

○身近な生きものや環境の変化を把握するため、区民と協力して、植物や野鳥などの身近な生きものの調査を行います。また、調査結果を区全体で共有できるようにします。

⁶ 分収造林とは、土地所有者（「板橋区の森」の場合は国）との間に造林の契約を結び、植栽・間伐などの保育を行った後、伐採した樹木の販売収益を一部分収できる仕組みのこと。

施策 11-2：身近な自然とのふれあいの促進

- 子どもたちにとっての生活・遊びの場である小中学校や公園の池においてビオトープを整備し、学校における環境教育での生きものの観察などを通じて、身近な自然とふれあうことのできる機会を提供します。
- 区内の自然が残っている地域を広く知ってもらうためのイベントを開催します。
- まとまった規模の自然が比較的残っている姉妹都市や他自治体と連携して、自然体験学習やレクリエーションを行うことのできる場を提供します。
- ホテル飼育施設・熱帯環境植物館・荒川生物生態園など、区内の施設や自然環境を活用し、生きものとのふれあい体験の機会を提供します。

施策 11-3：農業を通じた自然とのふれあいの促進

- 区民農園や体験農園などを区内に増やすことで、だれもが手軽に農業を通じた自然とのふれあいを体験できる仕組みをつくります。
- 農業振興に力を入れている農家への支援や区内イベントや学校行事で活動紹介などを行い、区民の農業に対する関心を高めます。
- 農業に関心を持った区民が農家から専門的アドバイスなどを受けることができる仕組みをつくり、農家と区民との交流の活発化を図ります。

区民の取り組み

- ・区が実施する環境の観察会や生きもの調査に参加します。
- ・身近な川や公園、学校内のビオトープ、荒川生物生態園・赤塚植物園・ホテル飼育施設といった環境関連施設など、自然環境について体験・学習できる場所に積極的に足を運びます。
- ・グリーンフェスタや自然教室など、自然環境に関する区内イベントに積極的に参加します。
- ・手軽に農業が体験できる区民農園を活用し、自然とふれあう機会を増やします。

事業者の取り組み

- ・グリーンフェスタや自然教室など、自然環境に関する区内イベントを人材・資金・情報提供の面で支援します。
- ・事業所敷地内や、生産工場などの立地する郊外にまとまった自然地を所有する事業者は、区民に対して自然地の利用開放や見学会などを開催します。
- ・農業従事者は、農業を通じた自然とのふれあいを促進するため、使用されていない農地などを一般区民や団体などに積極的に貸し出します。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-20 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 11：自然とふれあう機会の創出）

	主な指標
施策 11-1：生きものの観察・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境観察会（自然観察会）などの実施数、参加者数 ・区民による生きもの調査実施回数、参加者数 ・生きもの実態調査による確認個体数、種数
施策 11-2：身近な自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープ整備箇所数 ・赤塚植物園など環境関連施設の利用者数 ・グリーンフェスタ参加者数 ・自然教室や里山体験などの実施数、参加者数
施策 11-3：農業を通じた自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・体験農業参加者数 ・区民農園面積、区画数、農園数 ・ふれあい農園会員数、供給学校数



写真 4-6 区の花：ニリンソウ



写真 4-5 赤塚溜池公園内のトンボ池



写真 4-7 区の鳥：ハクセキレイ

短期目標 12：水環境の保全と活用

現状と課題

区内の河川や池の水質

区内および周辺には、荒川・新河岸川・石神井川・白子川の4河川が流れています。河川の水質は、河川における水質汚濁の指標であるBOD（75%値）についてここ10年間の推移を見ると、荒川で4～6mg/L程度、新河岸川で4～9mg/L程度、白子川で3～7mg/L程度、石神井川で1～2mg/L程度となっています。これら4河川は環境基準の類型が指定されており、4河川とも環境基準をほぼ達成している状況です。これらのうち区内を流れる中小河川である石神井川と白子川における状況は、石神井川は東京都による指定類型であるC類型（5mg/L以下）を達成しています。白子川は東京都によってD類型（8mg/L以下）に指定されており、それを達成している状況です。



写真 4-8 白子川での水質調査風景

また、区内の家庭・工場などから排出される排水の大部分は、新河岸水再生センターで処理されます。新河岸水再生センターの放流水の水質は5～10mg/L程度となっており、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が定める放流水の水質基準（BOD25mg/L以下）を達成しています。

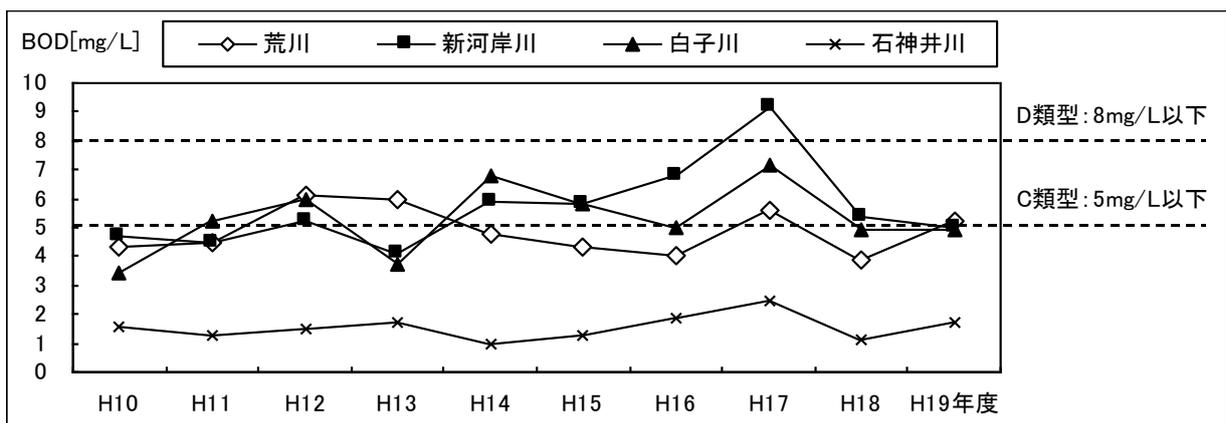


図 4-20 河川におけるBOD（75%値）の推移

区内には、浮間ヶ池・赤塚溜池・見次公園池の3箇所の池があり、憩いの場として親しまれています。池の水質は、湖沼における水質汚濁の指標であるCOD（年間平均値）についてここ10年間の推移を見ると、浮間ヶ池で10mg/L前後、赤塚溜池で5～10mg/L程度、見次公園池で10～20mg/L程度となっています。これら3箇所は環境基準の類型指定の対象ではありませんが、湖沼の環境基準でいうと、C類型（8mg/L以下）を達成できていない状況です。



写真 4-9 見次公園池での水質調査風景

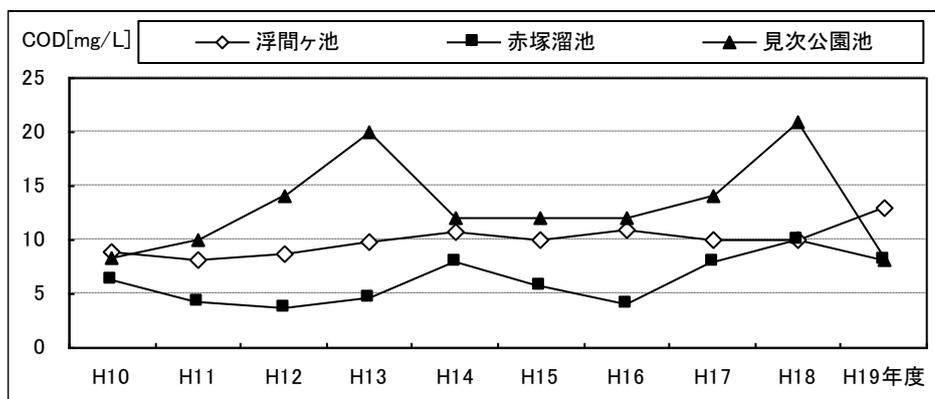


図 4-21 池におけるCOD（年間平均値）の推移

水生生物の状況

石神井川および白子川における生物調査で確認された魚類数は、過去5年間（平成14～18年度実績値）で、石神井川で3～6種、白子川で7～10種となっています（図4-22）。また、水生昆虫や甲殻類など、魚類以外の水生生物も含めると、過去3年間（平成16～18年度実績値）で、石神井川および白子川を合わせて30～40種程度が確認されています。

生物種数が比較的安定して推移していることから、水生生物の生息地という観点から見ると河川の水質は安定していると考えられますが、今後も定期的な調査によって個体数や種類数をモニタリングしていくことが重要です。

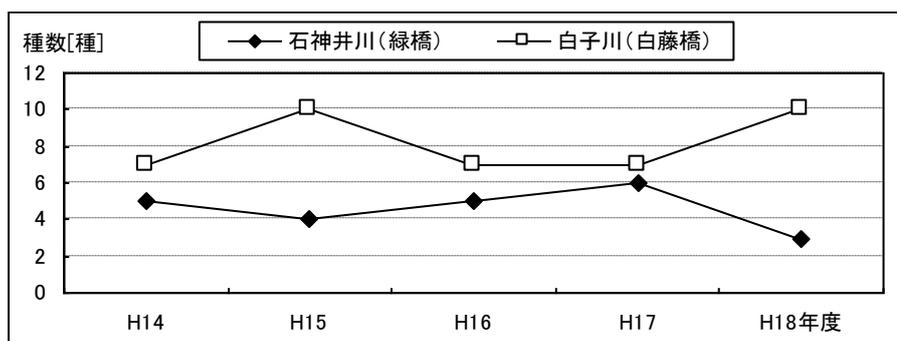


図 4-22 魚類調査による魚類確認種数の推移

◆コラム◆ 河川などの水質の環境基準について

河川の水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目があります。人の健康の保護に関する項目については、カドミウム・シアン・有機リン・鉛・クロム（6価）・ヒ素・総水銀・アルキル水銀・PCBの9項目について、公共水域（河川・湖沼・海域など）で一律に基準値が定められています。生活環境の保全に関する項目は、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数などの基準値が水域の利用目的に応じた類型ごとに定められています。これら類型は、河川がAA・A・B・C・D・Eの6類型、湖沼がAA・A・B・Cの4類型、海域がA・B・Cの3類型と定められており、ある水域がどの類型に該当するかについては、国または都道府県が指定します（類型指定）。板橋区を流れる河川については、荒川（笹目橋より下流）がC類型、新河岸川（埼玉県境より下流）がD類型、石神井川がC類型、白子川がD類型の指定を受けています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全、及びA以下の欄のもの	6.5～8.5	<1mg/L	<25mg/L	>7.5mg/L	<50MPN/100mL
A	水道2級、水産1級、及びB以下の欄のもの	6.5～8.5	<2mg/L	<25mg/L	>7.5mg/L	<1,000MPN/100mL
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄のもの	6.5～8.5	<3mg/L	<25mg/L	>5mg/L	<5,000MPN/100mL
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄のもの	6.5～8.5	<5mg/L	<50mg/L	>2mg/L	-
D	工業用水2級、農業用水、及びE欄のもの	6.0～8.5	<8mg/L	<100mg/L	>2mg/L	-
E	工業用水3級	6.0～8.5	<10mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと	>2mg/L	-

注1：「<」は表示数値（日平均値）以下、「>」は以上を表します。

注2：利用目的の説明については以下のとおりです。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2・3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

地下水の涵養量

「板橋区自然環境実態調査<水系調査>」（平成18年度実施）によれば、平成15年から平成18年までの3年間で2箇所の湧水地点が消失しています。また、湧水量が増加した地点数が6地点に対して減少した地点数が11地点となっており、地下水涵養量が減少している可能性が考えられます。この主な要因として、コンクリートやアスファルトなどの人工的な土地被覆の割合が増加し、地下への浸透量が減少していることが挙げられます。

人工的な土地利用が増加すると、降った雨は地下へ浸透せず一気に流出するため水害が生じ易くなります。従って、近年多発する集中豪雨のような大雨が起こった際には、降った雨は地下へ浸透させるか、しばらく貯めておいて水域へ排出することが有効となります。

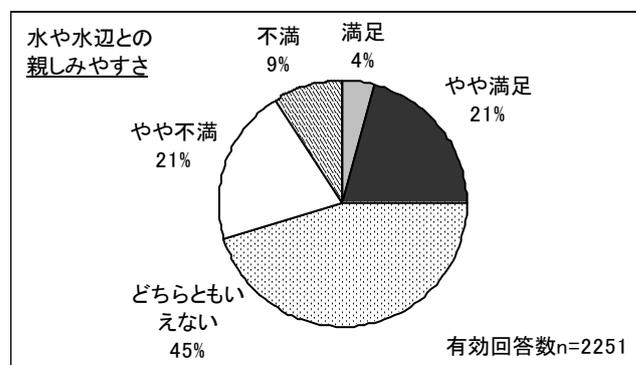
区では、「東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例」を平成18年に制定し、地下水の涵養を促進するために地下水の利用者に対して揚水量の制限を設けるなどしています。また、公共施設において雨水貯留施設を設置するとともに、区民や事業者に対しても雨水浸透枡や雨水タンクの設置などを働きかけています。



写真 4-10 雨水浸透枡の設置

水に関する区民の意識

区民アンケートでは「水や水辺との親しみやすさ」に関する満足度が低くなりました(図4-23)。水環境保全に対する関心を高めるといふ意味においては、水質や水量を改善することはもちろん、区民が水や水辺に親しむことができるような環境を創出することも重要であるといえます。



注：平成19年度区民アンケート調査「板橋区の環境について」の結果による。

図 4-23 「水や水辺との親しみやすさ」に関するアンケート結果

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、区内を流れる石神井川および白子川を、現状より改善された水質とするため、水がきれいで遊べる川として保全・再生することをめざします。具体的な目安としては、石神井川でA類型、白子川でB類型の達成をめざします。

数値目標	平成27年度までに、石神井川の水質でA類型、白子川の水質でB類型を目安とする水質改善をめざします。
------	---

施策の方向

施策12-1：中小河川の水環境改善

- 区内における水環境を把握するため、定期的に水環境調査（水質、水量、湧水、水生生物）を行ってモニタリングするとともに、調査結果を区民に対して広く公表します。
- 区内の中小河川や池などを対象に、水生植物を利用した水質浄化など、水環境の保全・改善を行います。

施策12-2：流域単位での河川環境の再生・保全

- 水環境の保全は、行政単位ではなく流域単位で行うことが重要であるため、区民・近隣自治体などと積極的に連携し、流域全体の情報交換や広域的な取り組みを検討します。
- 区内の河川や池などにおいて、水辺へのアプローチの改善や生きものを紹介した掲示物の展示などを行い、訪れた人が水辺に親しめるような環境を整備します。

施策12-3：地下水の涵養と雨水利用の促進

- 湧水保全地域の指定、地下水の利用制限、雨水浸透設備の普及などにより、雨水の地下浸透を促進し地下水の涵養を図ります。
- 雨水タンクや雨水貯留施設などの普及により、降雨時における水害の防止とともに雨水の有効利用を促進します。
- 降雨・浸透能力・河川流出・地下水位変動など、区内の水循環の現状をモニタリングなどによって詳細に把握し、河川や地下水を含めた板橋区における水循環の保全に係る計画策定の検討を進めます。

区民の取り組み

- ・川や池へのごみの投棄を行いません。
- ・雨水の地下浸透を促進するため、自宅の庭に土の面をできるだけ多く残します。
- ・降雨時には雨水タンクなどに雨水を貯め、洗車や庭の散水などに有効利用します。
- ・NPOや団体などが中心となって行っている河川環境の保全活動に参加します。

事業者の取り組み

- ・汚染物質の水域への排出量をモニタリングし、外部に広く公表します。
- ・雨水の地下浸透を促進するため、駐車場などの敷地には自然被覆面をできるだけ残し、人工被覆面にも透水性舗装や浸透枡などを整備します。
- ・建物の新築や改修時には、雨水を有効利用するための設備を導入します。
- ・水質汚濁に関する法令を遵守し、汚染物質の水域への排出量を低減します。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-21 数値目標（短期目標 12：水環境の保全と活用）

	現状値（平成 19 年度）	目標値（平成 27 年度）
	非達成	達成
石神井川の水質基準（A 類型） 達成	pH : 7.8 BOD : 1.7 mg/L SS : 4 mg/L DO : 10.3 mg/L 大腸菌群数： 2,300MPN/100mL	pH : 6.5～8.5 BOD : 2 mg/L 以下 SS : 25 mg/L 以下 DO : 7.5mg/L 以上 大腸菌群数： 1,000MPN/100mL 以下
白子川での水質基準（B 類型） 達成	pH : 7.1 BOD : 4.9 mg/L SS : 5 mg/L DO : 7.4 mg/L 大腸菌群数： 7,500MPN/100mL	pH : 6.5～8.5 BOD : 3mg/L 以下 SS : 25mg/L 以下 DO : 5mg/L 以上 大腸菌群数： 5,000MPN/100mL 以下

注：BODは75%値とします。

表 4-22 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 12：水環境の保全と活用）

	主な指標
施策 12-1：中小河川の水環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ・石神井川・白子川の水質・流量 ・地下水の水質 ・石神井川・白子川の水生生物確認種数
施策 12-2：流域単位での河川環境の再生・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・流域単位の協議会への参加回数 ・河川流量・水質
施策 12-3：地下水の涵養と雨水利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・区内地下水位 ・湧水調査での湧水地点数 ・透水性舗装整備面積 ・雨水浸透枡設置台数（個人宅） ・雨水流出抑制量（公共・民間施設） ・湧水保全地域指定箇所数

短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成

現状と課題

環境教育の拠点としてのエコポリスセンターの役割

区は、環境教育・情報発信のための拠点施設として平成7年にエコポリスセンターを開設し、また、環境教育に関する施策方針である「板橋区環境教育推進プラン」を平成18年度に策定するなど、環境教育に取り組んでいます。

環境教育に関してエコポリスセンターが実施する事業は、環境学習講座・教室に関するものが大半を占めていますが、こどもエコクラブや環境イベントなどの事業も行っており、

その種類は多岐にわたります（図4-24）。これらの事業は、区民・事業者・団体における環境保全・教育活動に対する意識を向上させるための一定の役割を果たしていると考えられます。今後は、こうした環境教育活動を区が直接実施するだけでなく、区民・事業者・団体における自発的な環境教育を支援するための活動支援や、板橋区における環境教育・保全活動を担う人材育成にも力を入れていくことが重要です。

そのためには、エコポリスセンターが中心となって、区民・団体・企業との連携を促進させるためのコーディネート機能を強化するとともに、環境教育に関する行政内部の連携強化を進めていくことが重要です。



写真 4-11 エコポリスセンター

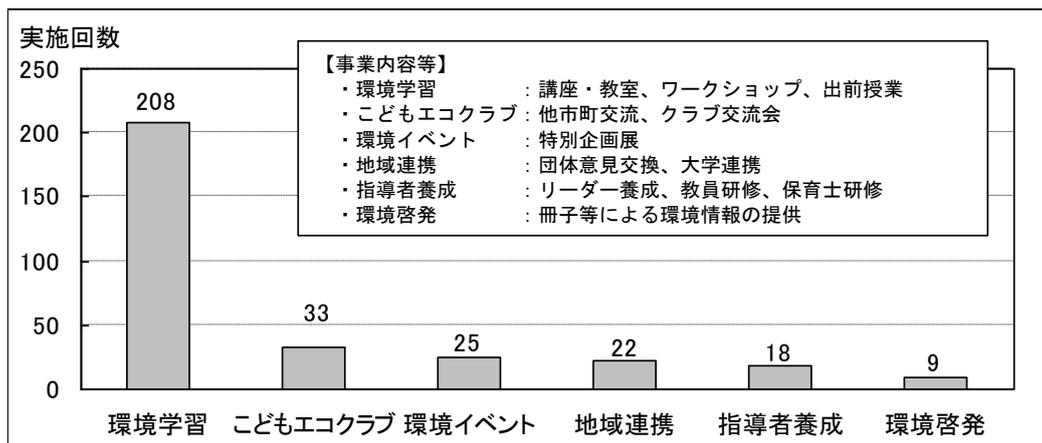
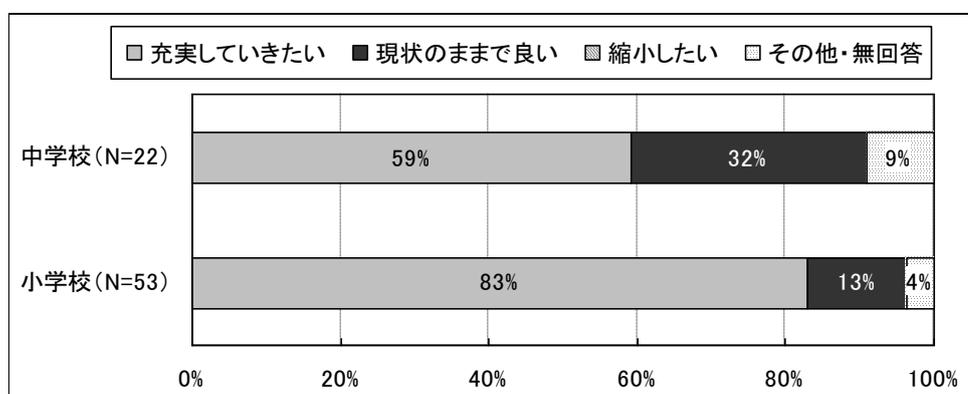


図 4-24 エコポリスセンターにおける事業の実施回数（平成19年度）

学校等における環境教育のための連携強化

環境保全に対する意識を次世代に継承していくためには、幼少期における適切な環境教育が重要となります。そこで区は、小中学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じた環境教育を充実させるための系統的な環境教育カリキュラムの編成、授業において実施可能な環境教育メニューを紹介した教育プログラムの提供、教職員に対する研修会の開催などを通じて、小中学校における環境教育の充実を図っています。小中学校を対象とした環境教育に関するアンケート（平成18年度実施）によれば、小学校の83%および中学校の59%が今後の環境教育を「充実していきたい」と回答しています。一方で、学校などにおける教職員は、環境分野以外の教育活動やクラブ活動指導などに時間を割くことを求められるため、環境に関する専門的知識が必ずしも十分とはいえません。区としても学校などとの連携を強化し、学校における環境教育の支援を強化していくことが重要です。



出典：「板橋区環境教育推進プラン」

図 4-25 今後の環境教育についてのアンケート調査結果

団体との連携による環境教育

区内では、エコポリスセンターに登録されている環境団体を始めとして、区民によって構成された数多くの団体が環境保全・教育活動を行っています。これらの団体の中には、環境に関する専門的知識や環境教育のノウハウを持っているものの、社会的認知度の低さやメンバーの高齢化のために、継続性に不安を抱えている団体も見受けられます。環境保全・教育活動が区全体に広がっていくためには、これらの団体との連携や団体同士の連携を推進し、地域ぐるみの展開にしていくことが必要不可欠です。



写真 4-12 区民団体参加による活動
(環境なんでも見本市)

◆取り組み紹介◆ 環境教育プログラムバンク

現在、区では、小中学校の教職員などが授業で活用できるような環境教育のメニューを「板橋区環境教育プログラム」としてとりまとめています。プログラムバンクは、この環境教育プログラムの概要や事例集、実際に使用する学習シートのほか、環境教育に利用できる施設や、活動支援団体などに関する情報をインターネット上で公開するシステムです。将来的には、学校の教職員だけでなく、区民・事業者・団体の各主体が環境教育を実践するに当たって必要となる人材や学習プログラムに関する情報を充実させ、一体的に提供できるシステムをつくりあげていきます。

板橋区環境教育プログラム			
趣々のプログラムの内容をご覧になりたい場合は、各内容をクリックして下さい。			
－ 小学校3年生 －			
プログラム名	分野	概要	内容
空気の汚れを調べよう	健康・安全	空気の汚れ具合について、簡易な方法(二酸化窒素簡易測定キットなど)を用いて調べてみることで、どんなところがどのくらい汚れているのか、汚れの原因は何なのかなどを理解し、どうすれば空気がきれいになるか考えられるようにする。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
身近な自然を調べてみよう	自然・アメニティ	身近な校庭や学校周辺の動植物を観察することで自然に関心を持つようになり、自然を大切する心を育てる。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
マイツリーを観察しよう	自然・アメニティ	児童が「マイツリー」を決め、その樹木の名前や特徴、1年間を通じた変化などを調べ、観察することを通して、木に親しみを持たせる。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
ヤゴ救出作戦	自然・アメニティ	学校のプールにいるヤゴを助け出すことにより、身近な環境の中で生きている生き物に関心をもち、生き物の命の大切さに気づかせる。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
我が家の水道使用量を調べてみよう	自然・アメニティ	家庭での水使用について予測・調査を行うことで、水の大切さを学び、節水の工夫について考え、節水行動への意欲を持たせる。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
環境にやさしい消費者になろう	地球環境問題	買い物ゲームを通して、グリーンコンシューマー(=環境にやさしい消費者)として行動することを促すために、環境の観点から商品やお店を選ぶのに役立つグリーンコンシューマーの具体的な知識と方法について理解させる。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)
ごみはどうやったら減るんだろう	循環型社会	廃棄物とは何か、またその発生源について学び、廃棄物問題の解決のための行動が考えられるようにする。	プログラムの詳細はこちら (概要、進め方、使用するもの、参考となるデータ、実施にあたっての留意点、学習シート)

出典：板橋区プログラムバンクホームページ

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、エコポリスセンターを拠点とした環境教育活動の拡大、次世代を担う子どもたちに対する環境教育、団体や企業の力を活用した環境教育を推進することを目標とします。

具体的な数値目標としては、平成27年度までに、エコポリスセンターから環境学習のための講師派遣の実施校数を区立小中学校全校（現在77校）とすること、また、環境イベントなどの参加者数を100,000人程度に増加することをめざします。

数値目標	平成27年度までに、エコポリスセンターから環境学習のための講師派遣の実施校数を区立小中学校全校（現在77校）にします。また、環境イベントなどの参加者数を100,000人程度にします。
------	---

施策の方向

施策13-1：エコポリスセンターを拠点とした環境教育の推進

- 区的环境教育・情報発信の手段・窓口をエコポリスセンターに集約し、区民に分かりやすい環境教育・情報発信の拠点施設としての機能を高めます。
- 様々な年齢・職業・立場の方に対して環境教育のメニューを提供できるよう、専門知識を持った区民・事業者・団体と連携し、エコポリスセンターにおける講座などの取り組みを充実させていきます。
- 環境教育の拠点であるエコポリスセンターにおいて講座・講習会・見学会などのイベントを積極的に開催し、子どもたちから家族への体験談などを通じ、区民の環境意識の向上を図ります。
- 環境教育ボランティアなどに意欲的な区民や事業者を登録し、環境教育や講習会などの担当講師を探している学校や団体が、人材を照会できるような仕組みをつくります。

施策13-2：学校を拠点とした環境教育の推進

- 幼稚園や小中学校において、板橋区独自で作成した環境教育カリキュラムのテキスト「未来」に基づき、子どもたちに対して環境教育を行います。
- 区内の小中学校などと連携し、学校での環境教育に必要な人材の派遣や教育プログラムの提供などの支援を行います。
- 大学と連携し、学生を対象にスタッフや講師としての活用や一定期間の研修をすることで、環境教育を担う人材を育成します。

施策 13-3 : 団体や企業等との協働による環境教育の推進

- 環境保全活動や環境教育活動に意欲的な団体や事業者に対して、環境教育に関する人材の派遣やノウハウの伝授などの支援を行います。
- 事業者や団体に対して、区民参加による環境保全活動や環境教育活動を積極的に働きかけていきます。

施策 13-4 : 地域の環境美化活動の推進

- 地域の環境保全に対する意識やモラルを高めるため、板橋クリーン作戦などの環境美化活動に関する区内一斉イベントを定期的で開催します。
- 区内一斉イベントをきっかけに、地球温暖化・資源リサイクル・自然環境など、様々な分野の環境イベントを同時並行的に数日間開催することで、区全体で環境保全に対する意識を高めます。

区民の取り組み

- ・エコポリスセンターが開催するイベントなどに積極的に参加し、環境保全に対する理解・関心を高めます。
- ・地域で環境保全活動を行っている団体に参加し活動を実践します。また、身近な人に対しても環境保全活動を広げていきます。
- ・学校や地域コミュニティを対象に環境教育を行っている団体へ参加し、講師やスタッフとして次世代を担う子どもたちや環境保全にあまり関心の無いような区民に対して環境保全の大切さを教えます。
- ・板橋クリーン作戦などの地域の一斉イベントに参加し、周囲の人に対しても活動の輪を広げていきます。

事業者の取り組み

- ・従業員に対して、環境教育を行うとともに地域の環境教育活動への参加を推奨します。
- ・環境イベントや学校で行われる環境教育に講師やスタッフを派遣する、また、必要な資材を提供するなど、資材・人材・資金面における支援を行います。
- ・販売事業者は、低環境負荷の商品を優先的に取り扱い、商品の販売に当たっては、価格だけでなく環境配慮の視点を消費者に対して積極的に説明します。
- ・学校や区民を対象として環境に関する講演会や施設見学会などを開催します。
- ・板橋クリーン作戦などの地域の一斉イベントに参加し、周囲の人に対しても活動の輪を広げていきます。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-23 数値目標（短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成）

	現状値（平成 19 年度）	目標値（平成 27 年度）
エコポリスセンターから 小中学校への環境学習講 師派遣校数	33 校 (延べ 101 件)	全校（現 77 校）
環境イベントなどの参加 者数	57,980 人	100,000 人程度

表 4-24 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成）

	主な指標
施策 13-1：エコポリスセンターを拠点とし た環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンター利用者数 ・指導者養成事業実施数、参加者数 ・こどもエコクラブ登録人数、交流会参加者数 ・グローブプログラム開催数・参加者数 ・エコポリスセンター講座・教室開催回数、参加者数
施策 13-2：学校を拠点とした環境教育の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での環境教育実施件数 ・教職員研修実施数、参加者数 ・プログラムバンク利用学校数
施策 13-3：団体や企業等との協働による環 境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンター登録団体数 ・エコポリスセンター事業のうち団体や事 業との協働による活動実施数
施策 13-4：地域の環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦参加団体数、参加者数 ・ポイ捨て防止キャンペーン実施数、参加 団体数、参加者数

短期目標 14：情報をわかりやすく提供する仕組みづくり

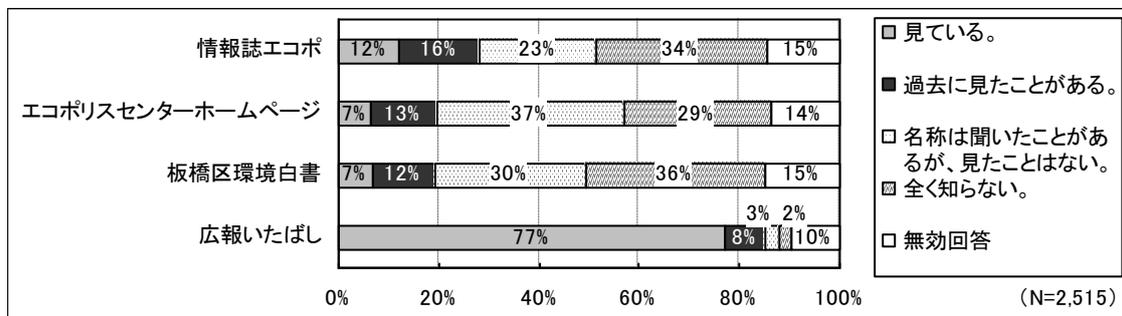
現状と課題

区からの環境情報提供の現状

区は、これまでの「板橋区環境白書」や「広報いたばし」に加え、インターネットによる情報提供を行っています。インターネットが多くの家庭に普及している現在、区民や事業者が環境関連情報にアクセスすることは比較的容易になっています。

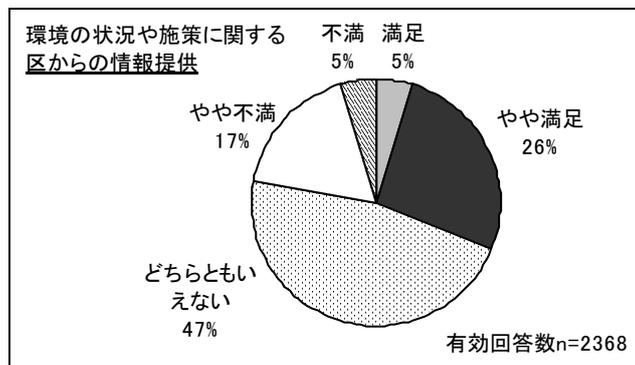
区民アンケート（平成19年度実施）では、広報いたばしを「見ている」という回答が77%と多かったものの、板橋区環境白書・エコポリスセンターホームページ・情報誌エコポのいずれも「見ている」という回答は7～12%程度と低くなっています（図4-26）。また、同アンケートでは、「環境の状況や施策に関する区からの情報提供」について「満足」と「やや満足」を合わせた割合が全体の約30%にとどまるなど、情報提供の満足度が十分ではないことが読み取れます（図4-27）。

区民・事業者・区が協働で環境保全に取り組んでいくためには、基礎となる情報や課題意識の共有が必要不可欠となります。必要な人々に必要な情報を的確に発信するための仕組みづくりが求められています。区の環境情報発信を充実させるとともに、学校・商店街・事業者などと連携した様々な方法によって、すべての区民や事業者に対して環境情報にふれられる機会を提供していくことが重要です。



注：平成19年度区民アンケート調査「板橋区の環境について」の結果による。

図4-26 環境情報の提供



注：平成19年度区民アンケート調査「板橋区の環境について」の結果による。

図4-27 「環境に関する区からの情報提供」に関する満足度

環境情報提供の機会の拡大

現在、様々な環境に関するイベントなどが区内各地で開催されていますが、環境保全に熱心な区民・団体が中心で、集まる方々も常に同じという状況が生じています。環境保全活動を区全体に広げていくためには、あまり熱心ではない層に対して関心を持ってもらうことが重要です。

そのためには、環境に特化したイベントだけでなく、区民まつりなどの集客力の高いイベントや日常生活の場である学校・商店街などにおいても環境情報を発信していくことが有効です。

また、熱心な区民・団体には、環境保全行動を実践するとともに、いかにして環境保全行動を区全体に広げていくかを考え、そのためのリーダーシップをとる役割が期待されています。



写真 4-13 環境関連イベントの様子
(いたばしまちの環境発表会)

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、環境情報発信の充実を図るとともに、様々な方法によって、区民や事業者が日常的に環境情報にふれられる機会を提供していくことを目標とします。

施策の方向

施策 14-1：様々な媒体による環境情報の提供

- 環境白書・広報・回覧板・インターネットなどの様々な媒体を通じて環境情報の提供を行います。特に、広報いたばしなど、環境に特化してはいないものの区民が目にする機会が多いような媒体を積極的に活用し、環境情報の提供を行います。
- 情報の提供方法や内容に関するアンケートなどで広く意見を募集し、環境情報の提供方法や内容の改善を図ります。
- 環境に関するワークショップやシンポジウムを定期的で開催し、環境に関して区民や事業者と情報交換を行う機会をつくります。

施策 14-2：環境情報発信に関する拠点機能の整備

- エコポリスセンターが主体となって、区の環境情報の一括した管理や各担当課との情報ネットワークの強化を行います。また、区民や事業者が環境情報を取得するための窓口として利用できるよう、エコポリスセンターの機能の充実を図ります。

施策 14-3：様々なイベント等を活用した環境情報の提供

- 環境関連イベントや集客力の高い区民まつりなどのイベントにおいても環境関連の情報を提供します。

施策 14-4：学校・商店・企業等との連携による環境情報の提供

- 学校や事業所と連携して、生徒や従業員への環境関連の冊子や広告配付などを行い、環境情報にふれる機会の少ない区民に対する環境情報の提供を行います。
- 商店街・小売店・交通事業者と連携し、環境イベント情報が記載された広告物の設置など、日常生活の場面で区民が環境情報を取得できるよう、情報提供の充実を図ります。

区民の取り組み

- ・広報・環境白書・インターネットなどを通じて、板橋区の環境の現状・課題・取組状況などに関する情報を積極的に入手します。
- ・興味を持った分野については、環境関連イベント・シンポジウム・講演会などに参加し、理解を深めるとともに環境保全行動に生かします。

事業者の取り組み

- ・事業活動によって発生する環境負荷量を把握し、調査結果を公開します。
- ・自らの環境保全活動や環境保全技術に関する情報をホームページや環境関連イベントなどの機会を通じて公開します。
- ・販売業者や流通業者は、事業活動の一環として、店頭での呼びかけや広告物の設置などを通じ、消費者に対して環境情報を伝達する役割を果たします。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-25 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 14：情報をわかりやすく提供する仕組みづくり）

	主な指標
施策 14-1：様々な媒体による環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポ」発行部数、配付箇所数 ・広報における環境関連記事掲載数
施策 14-2：環境情報発信に関する拠点機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンターホームページアクセス数 ・エコポリスセンター利用者数
施策 14-3：様々なイベント等を活用した環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報を提供する大規模イベント数
施策 14-4：学校・商店・企業等との連携による環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報冊子などを配付した小中学校・商店・企業数、配付部数 ・いたばしエコ・ショップ認定事業者数（うち情報発信に関する項目）

短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進

現状と課題

経済活動と環境保全との両立の重要性

今日の社会においては、地球温暖化や資源の枯渇に対する懸念などから、地球環境問題に配慮した経済活動のあり方を模索していくことがテーマとなっています。事業者や自治体などの事業者組織においては、環境保全に取り組んでいることが取引先との契約条件に盛り込まれたり、消費者に対する宣伝効果となったりすることも多くなっています。また逆に、環境関連法令の違反が社会的信用の失墜につながるなど、環境への配慮と経済活動を両立させていくことが重要になってきています。

◆コラム◆ カーボンフットプリント

カーボンフットプリント（Carbon Footprints：炭素の足跡）は、個人の生活や事業者の経済活動などによって生じる環境負荷の大きさを、排出される温室効果ガス量（CO₂換算）で表した指標であり、個人の生活や事業者の製品・サービスが地球温暖化にどれくらいの負荷を与えているかを把握する目安となります。

カーボンフットプリントの算出方法は、現在のところ制度化されているわけではありませんが、考え方としては、個人のカーボンフットプリントの場合、家事や通勤など、生活の中で使用されるエネルギー量を基に算定されます。事業者の場合、商品・サービスの材料調達・生産・流通・販売するまでに使用されるエネルギー量を基に算出されます。

消費者の側にとって、カーボンフットプリントが小さい商品・サービスを購入することは環境保全行動につながります。また、事業者の側にとっても、商品やサービスが環境配慮型であることを消費者へアピールできるだけでなく、商品やサービスの生産コスト削減にもつながる可能性があります。カーボンフットプリントを普及させるためには、算出方法や表示方法を制度化して生産・消費システムの中に組み込んで行くことが必要です。

カーボンフットプリントの制度化については欧州各国で検討が始まっています。英国では、平成19年3月より複数の企業で実証実験が開始され、ポテトチップなどの包装に表示がされています。わが国では、平成20年に改定された京都議定書目標達成計画の中で、省エネ製品の選択などの消費者行動を促進するため、製品・サービスの製造・使用段階などにおける二酸化炭素（CO₂）排出量の「見える化」を推進することが位置づけられ、その具体的な方策として、カーボンフットプリント制度の導入に関する本格的な検討が始まっている段階です。



菓子袋におけるカーボンフットプリントの表示例（「CO₂排出量=75g」の表示）

出典：Walkers Crisps 社ホームページほか

環境マネジメントシステム

企業や自治体などの事業者組織が自主的に環境配慮へ取り組む仕組みとして環境マネジメントシステムがあります。環境マネジメントシステムは、事業者組織が自主的に事業活動で生じる環境への影響の低減をめざす仕組みであり、事業活動に対して Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Act（改善）を継続的に行うこと（PDCA サイクル）により、継続的に環境パフォーマンスの改善を図ることを基本的な考え方としています。

区は、平成9年に自主的な環境管理・監査システムである「板橋区庁内環境管理システム」を構築し、それを国際規格に合わせて改訂した「板橋区環境マネジメントシステム」に基づいて、自主的な環境配慮の取り組みを進めています。

また、事業者に対しては、環境マネジメントシステムに関する国際規格である ISO14001 の取得支援を行っているほか、環境に配慮した行動を簡単に実践できるような活動プログラム「板橋エコアクション 2008」の普及に取り組んでいます。

◆取り組み紹介◆ 板橋エコアクション 2008

環境マネジメントシステムには、国際規格である「ISO14001」や国内規格である「エコアクション 21」のほかに各企業や自治体が独自に作成したものなどがありますが、区では、独自の環境マネジメントシステムである「板橋エコアクション 2008」（IEA：Itabashi Eco Action の略）を、区内の事業者などに対して提供しています。

平成17年9月に中小事業者向けの審査登録制度として開始された板橋エコアクションは、平成20年4月に「板橋エコアクション 2008」へ移行されました。板橋エコアクション 2008 においては、取り組み主体に対して環境配慮型スタイルの確立・定着を促すための具体的活動プログラムが提供され、その活動を区が支援する仕組みとなっています。

板橋エコアクションの特徴としては、取り組み主体の活動レベルに応じたレベルアップが可能であること、利用者が制度改善に参画することが可能であること、登録料が無料であることなどが挙げられます。

基本情報（連絡先などの報告及び控室）		年度【現】
活動開始年月日	年 月 日	利用者コード IEA2008-0000
連絡先(最新のもの)		
組織・事業者名		
代表者(利用者)		
連絡窓口(実務担当者)		
所在地	〒 東京都 板橋区	
連絡先	電話 FAX メール	
全従業員数(全従業員数)	人	業種 左欄に日本標準産業分類の記号(A~T)を入力して下さい。
事業年度	自) 月1日 ~ 至) 月末	
活動内容		
申請年月日	年 月 日	
申請する期間	年 月 ~ 年 月	(年度の申請)
申請内容 (該当する申請番号に○)	1	組織版サービスの利用開始 ※組織概要を整理し、サービスを利用する。
	2	活動レベルA達成の確認 ※組織内の状況を把握、各種目標を設定した。
	3	活動レベルB達成の確認 ※組織外との関わりを把握、環境影響を把握した。
	4	活動レベルC達成の確認 ※標準マネジメントシステムを構築し、実践した。
	5	登録内容の修正
	6	組織版サービスの利用停止
	7	事務局との各種コミュニケーション ※活動シートや改善提案などを行う。
審査及び連絡事項		
前回の申請番号	前回の申請内容の番号を記入して下さい。	
事務局に対する各種改善提案(エコアクション、活動シート、教材、システムの改善)	エコアクション	強化シート システム改善 教材 その他提案

板橋エコアクションのエコレポート

環境ビジネスの振興

近年、消費者や事業者における環境保全に対する意識が高まってきていることもあり、環境に優しい商品の開発・販売や事業者の環境負荷低減を支援するサービスの提供など、いわゆる環境ビジネスに注目が集まっています。

区は「板橋区産業振興構想」（平成17年12月策定）の中で、新産業育成のためのテーマとして「健康」・「光・色彩」・「環境」の3つを掲げています。それを実現するために、人材育成・創業促進・産学公連携などの分野での産業支援施策を強化していくことを打ち出しています。

表 4-26 環境ビジネスの例

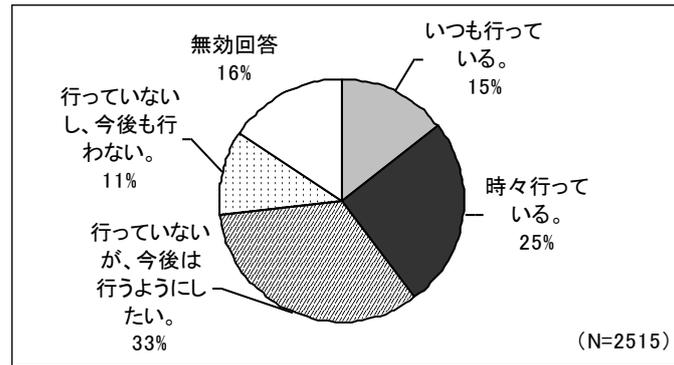
分野	環境ビジネス
公害・廃棄物	大気質・水質測定技術／汚染土壌浄化技術／有害廃棄物処理…など
物質材料	生分解性樹脂／光触媒（酸化チタン）／植物性インク…など
建築	省エネ住宅／屋上・壁面緑化／雨水・中水道利用…など
エネルギー	太陽光発電／風力発電／水素エネルギー利用／バイオマス発電…など
自然回復	建物や道路の緑化・植栽／ビオトープ計画・整備…など
環境コンサルティング	環境マネジメントシステムの構築支援／環境調査・分析／汚染土壌の不動産評価…など
そのほか	エコファンド（基金）設立／中古品市場開拓／エコツアー企画…など

注：「板橋区産業振興構想」（平成17年12月策定）を基に作成。

地産地消への取り組み

地産地消とは「地元でとれた農産物・水産物は地元で消費するのが望ましい」という考え方を指します。地産地消を推進することは、食糧自給率の向上だけでなく、フードマイレージとして表されるような輸送に伴って生じる温室効果ガス排出などの環境負荷の削減、農地・川・海などの生産地の保全、地域の食文化への関心の向上などにもつながります。板橋区には広大な農地はありませんが、区内あるいはできるだけ近くの地域で生産されたものを購入することが地産地消につながります。

区民アンケート（平成19年度実施）では、地元でとれた農産物の購入を「いつも行っている」と「時々行っている」とを合わせた回答が40%となっており、「行っていないが、今後は行うようにしたい」まで含めると、約75%の回答者が地元産の農産物に対する関心を持っているという結果となりました（図4-28）。また、近年、食品の産地偽装問題や農薬混入問題など、食品の安全性に対する不安が高まってきていることから、環境保全の観点だけでなく食の安全性の観点からも、できる限り地産地消を進めていくことが重要です。



注：平成19年度区民アンケート調査「板橋区の環境について」の結果による。

図 4-28 地元でとれた農産物の購入について

◆コラム◆ フードマイレージとは？

フードマイレージは、英国の消費者運動家ティム・ラング氏により提唱された概念であり、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説に基づき、「輸入相手国からの輸入量×相手国からの輸送距離（国内輸送量を含まず）」を相手国別に集計した値（単位はt・km（トンキロメートル））として表されます。

農林水産政策総合研究所の試算によれば、わが国における輸入食料に関するフードマイレージが約9,000億t・kmであり、諸外国と比較して際立って高くなっています。

フードマイレージは本来、輸入食料に関する指標として提唱されたものですが、国内における食料移動においても、産地と消費地が離れていればいるほど、輸送などに伴う環境負荷は大きくなります。このことから、フードマイレージは、生産地と消費地の距離を近くしようという「地産地消」の考え方を数値的に裏付ける指標であるともいえます。

各国のフードマイレージの比較

	総量 [億 t・km]	国民1人当たり [t・km/人]
日本	約 9,000	約 7,100
韓国	約 3,200	約 6,700
アメリカ	約 3,000	約 1,100
イギリス	約 1,900	約 3,200
ドイツ	約 1,800	約 2,100
フランス	約 1,000	約 1,800

出典：「農林水産政策総合研究所レビュー」No.11を基に作成。

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、板橋区における環境保全と経済発展の好循環をめざし、区民・事業者・区が協力して環境に配慮した経済活動に取り組んでいくことを目標とします。具体的な数値目標としては、平成27年度までに、区内750事業所において環境マネジメントシステムを構築することをめざします。

数値目標	平成27年度までに、環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21・板橋エコアクション2008）の構築事業所数を750事業所とします。
------	---

施策の方向

施策15-1：環境マネジメントシステム導入の促進

- 事業者を対象に、板橋エコアクションやISO14001などの環境マネジメントシステムを導入する利点や導入方法に関するイベントやセミナーを開催するなどして、環境マネジメントシステムへの理解の促進を通じ、環境マネジメントシステムを導入する事業者を増やします。
- 環境マネジメントシステムを導入した事業者に対する区の調達や契約の際における優遇措置の実施や、環境負荷の低減を達成した事業者に対する表彰および区民に対する公表など、事業者が積極的に環境マネジメントシステムを導入するような仕組みをつくりま
- す。
- 環境マネジメントシステム導入に当たって資金面が障害となる場合、区による助成などの資金面での支援を行います。

施策15-2：環境ビジネスの振興

- 環境面で優れた製品やサービスを供給する事業者に対して、資金調達面での助成、製品や技術の表彰などを行い、区内に供給される製品やサービスを環境に配慮したものへ変えていきます。
- いたばしエコ・ショップなど、環境に配慮した製品の販売店を指定する制度の普及を図り、区民・事業者が環境に配慮した商品を選択できるような仕組みをつくりま
- す。
- 事業者団体と連携し、環境分野における企業同士の交流や環境以外の分野における事業者とのビジネスマッチングを促進する仕組みをつくりま
- す。
- 区民や団体の環境ビジネスの起業や事業者の環境分野への展開を支援します。
- 事業者に対して物品を調達する際における環境配慮を求めるような制度をつくりま
- す。

施策 15-3：地産地消の推進

- 商店街・小売店・スーパーマーケットと連携し、地元産商品の陳列スペースや生産者による宣伝の機会を提供するなどし、消費者が板橋区産の農産物を選択できるような仕組みをつくります。
- 小中学校や区内の農家と連携し、授業における農業体験の導入や学校給食材料の地元産のものへの切り替えなど、地元産の農産物を子どもたちに知ってもらおうとともに、地産地消の重要性を子どもたちへ伝えていくための仕組みをつくります。

区民の取り組み

- ・農産物を購入する際には、なるべく農薬などを使用していないものや地元産のものを優先的に選択します。
- ・製品を購入する際には、事業活動における環境負荷削減や地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の製品を優先的に選択します。
- ・環境に配慮した商品の生産・流通を促進するため、いたばしエコ・ショップなど、環境に配慮した製品を多く取り扱っている販売店で商品を購入するように心がけます。

事業者の取り組み

- ・事業活動によって発生する環境負荷を削減するため、板橋エコアクションや ISO14001 などの環境マネジメントシステムを活用します。
- ・製造業者は、製品を企画・生産する際に価格や性能だけでなく、発生する環境負荷も考慮に入れ、環境負荷量が最小限となるようにします。
- ・販売業者は、区内の農業従事者や団体などと取引関係をつくり、区内で収穫されたものを積極的に店頭へ陳列し販売するよう心がけます。また、商品を販売する際に、価格や性能だけでなく環境配慮性という視点も加えて消費者に商品情報を伝えます。
- ・農業従事者は、農地の保全と安全な食料供給のため、無農薬農業や有機農業による農産物を販売します。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-27 数値目標（短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進）

	現状値（平成 19 年度）	目標値（平成 27 年度）
環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション 21・板橋エコアクション 2008）構築事業所数	計 187 事業所	計 750 事業所

注：エコアクション 21 については現状では調査を行っていないため、今後、調査項目に加えて集計します。

表 4-28 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進）

	主な指標
施策 15-1：環境マネジメントシステム導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 認証取得事業者数 ・ ISO14001 認証取得助成件数 ・ エコアクション 21 認証取得事業者数 ・ 板橋エコアクション 2008 参加事業所数
施策 15-2：環境ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ いたばしエコ・ショップ認定事業者数 ・ 区のグリーン購入割合
施策 15-3：地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい農園会員数、供給学校数



写真 4-14 板橋区環境保全賞の表彰式

短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり

現状と課題

まちづくり手法における環境保全の視点

大気汚染、エネルギー対策、ヒートアイランド現象、緑地や水面の創出といった環境課題は、問題が起こっている狭いエリアや建物単体に焦点を当てて解決方法を探ることも重要ですが、同時に、近隣自治体を含めたまちづくりの方向性を正しく認識した上で、まちづくりの一環として捉えるべきものでもあります。例えば、建物建設や土地開発に関する規制条項や都市インフラの整備方針など、まちづくりの手法の中へ環境保全に関する項目をしっかりと位置づけていくことで、全体として調和のとれた街をめざしていくことができると考えられます。

パートナーシップに関する現状の課題

本計画を推進していくためには、行政による取り組みだけではなく、区民・事業者・学校・研究機関などの主体的な力および各主体のパートナーシップ（連携）による力が不可欠です。これまでの板橋区における環境保全の取り組みの課題として、行政が率先して環境保全行動を示すものの、活動の範囲が区全体に拡大していかない傾向があることが挙げられます。区民アンケート（平成19年度実施）でも、「環境保全に関して区民が区に任せきりになっている」や「何をどうやってよいか分からない」といった意見があり、区民や事業者との連携がうまく図られていない現状があります。

板橋区におけるパートナーシップ組織

区が実施している取り組みの中には、区民や事業者が主体となって取り組めるような活動も少なくありません。環境保全活動を区全体へ拡大していくためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割をきちんと認識する必要があります。そのためには今後、区民・事業者・区のパートナーシップ（協働）を強化していくことが重要であると考えられます。

板橋区には、環境保全活動に関する全区的パートナーシップ（協働）組織として、区民代表・学識経験者・事業者・環境関連団体などにより構成される「エコポリス板橋環境行動会議」があります。春や年末のクリーン大作戦などの全区的行動イベントを開催するほか、講演会やシンポジウムの開催なども行っています。また、エコポリス板橋環境行動会議や区内各地区との情報交換や連絡調整の役割を担う組織として、地域センターを単位とした「エコポリス板橋地区環境行動委員会」があります。

板橋区の環境をより良いものにしていくためには、「環境」におけるどの分野においても、行政による取り組みだけでは不十分であり、行政と区民・事業者との連携、あるいは各主体の自主的行動が必要不可欠です。区民や事業者の側においても、これらのパートナーシップ組織に積極的に参加し、行政と連携して環境保全の取り組みを進めていくことが重要です。

研究機関やほかの自治体等の関係機関との連携

かつての公害問題は特定の工場などが原因となっていた場合が大半でしたが、現在の環境課題は区内だけではなく広域的に取り組むべきものが大半であり、また因果関係が複雑なためにその解決には高度な専門知識が必要とされています。

区では近隣自治体や東京都と連携した取り組みのほか、ICLEI（国際環境自治体協議会）への加入や海外研修生の受け入れなどを通じて、海外自治体とのネットワークづくりにも取り組んでいます。今後は、ほかの自治体との連携をより強化していくとともに、大学や民間の研究機関との環境技術分野での連携も強化し、先進的な取り組み事例や専門知識を区内における環境課題の解決のために活用できる仕組みをつくっていくことが重要です。

目標

以上の現状と課題を踏まえ、本計画では、区民・事業者・区が協働で計画を推進していくためのパートナーシップ（協働）の仕組みをつくることを目標とします。また、具体的な目安として、本計画に位置づけられている協働プロジェクトの参加人数を200人程度にすることをめざします。

数値目標	平成27年度までに、協働プロジェクトの参加人数を200人程度にします。
------	-------------------------------------

施策の方向

施策16-1：まちづくり手法による環境保全の仕組みづくり

- 環境保全はまちづくりのあり方とも関係があることから、開発に関する規制指導や都市インフラの整備など、まちづくり手法の中に環境保全の視点を取り入れていきます。
- 環境政策に取り組む際に、公害や資源・リサイクルなどの環境を担当する部署だけでなく、都市整備などのまちづくりを担当する部署とも積極的に連携し、まちづくりの手法を取り入れながら環境政策を進めていきます。

施策16-2：パートナーシップのための地域組織づくり

- 区全体への普及啓発には学校や自治会などの地域組織を単位とした普及啓発が有効であると考えられることから、区と地域組織が、日常的に情報交換を行える仕組みをつくります。
- 消費者との接点が多い商店街・小売店・スーパーマーケットなどの販売業者、鉄道・バス事業者、自治会などの地域組織と連携して、区民が日常生活の場面で環境情報を受け取ることができる仕組みをつくります。
- 環境分野の情報交換や技術開発に関する研究を積極的に行い、実用化した技術や製品などを積極的に活用していくため、企業や研究機関とのパートナーシップ（協働）を強化します。

施策 16-3 : 他自治体・国・海外とのパートナーシップの強化

- 区単独では解決が困難である広域的な課題に対しては、近隣自治体や東京都と連携を図りながら取り組みを進めていきます。
- 区外の自治体・団体・メディアなどに対して区における取り組みを積極的に紹介し、区民の環境保全への意識向上や区内産業の活性化などを図ります。
- 国や世界各国の環境政策に関する動向や、環境に関する最新知見を常に把握し、必要に応じて計画の方向性や具体的取り組みなどへ反映していきます。

区民の取り組み

- ・区や事業者による環境関連イベントや環境保全活動などへ積極的に参加し、具体的な行動を実践します。
- ・パートナーシップ（協働）の考え方を理解し、協働プロジェクトに参加するなど計画の推進主体となり、ほかの主体（事業者・区）とも連携を図りながら、環境保全活動の輪を広げていきます。
- ・行政から提供される環境情報によって本計画や環境関連施策の進捗状況を把握し、ワークショップやパブリックコメントなどの機会を利用して区民の立場から積極的な提言を行います。

事業者の取り組み

- ・地域社会の構成員として、環境負荷の低減や環境保全活動を行い、これらの情報を地域社会に対して公開するように努めます。
- ・パートナーシップ（協働）の考え方を理解し、協働プロジェクトに参加するなど計画の推進主体となり、ほかの主体（区民・区）とも連携を図りながら、環境保全活動の輪を広げていきます。
- ・行政から提供される環境情報によって本計画や環境関連施策の進捗状況を把握し、ワークショップやパブリックコメントなどの機会を利用して事業者の立場から積極的な提言を行います。

施策の進捗を把握するための指標

表 4-29 数値目標（短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり）

	現状値	目標値（平成 27 年度）
協働プロジェクトの参加人数	—	200 人程度

表 4-30 施策の進捗を把握するための指標（短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり）

	主な指標
施策 16-1：まちづくり手法による環境保全の仕組みづくり	—
施策 16-2：パートナーシップのための地域組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動団体数（エコポリスセンター登録団体数、区内の環境分野 NPO 法人数） ・エコポリスセンター事業へのボランティアなどの参加者数 ・協働プロジェクトの参加者・団体数
施策 16-3：他自治体・国・海外とのパートナーシップの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ICLEI 開催会議出席数 ・他自治体からの視察数

◆取り組み紹介◆ 地域組織づくり～いたばし総合ボランティアセンター

「いたばし総合ボランティアセンター」は、板橋区におけるボランティア活動や NPO の社会貢献活動を総合的に支援するための組織として、平成 18 年 4 月、区民、NPO 法人、板橋区社会福祉協議会、区の 4 者のパートナーシップ（協働）により設置されました。同センターの運営は、区民の方々が構成される組織が中心になって行っており、ボランティア・NPO 活動に関する情報提供、事業の計画、ネットワークづくりなどに取り組んでいます。

常設の専門部会に加え、活動の必要に応じて区民参加によるプロジェクトチームを組織したり、ホームページ上で常にボランティア募集を行ったりしているなど、多くの区民が参加できる仕組みができています。本計画が掲げる「パートナーシップのための地域組織づくり」を推進していくための仕組みの代表例であるといえます。

活動の分野としては、障がい者支援・健康づくり・子育て支援といった福祉分野が中心ですが、環境を始めとして、まちづくり、防災、文化・伝統芸能、音楽、科学教育、職業能力開発など、他分野にも活動範囲を徐々に拡大しています。

参考：いたばし総合ボランティアセンターホームページ